

ごみの野外焼却は 法律で禁止されています

廃棄物の野外焼却はダイオキシン類などの有害物質の発生原因となるほか、煙やにおい、すすの飛散により近隣住民に迷惑をかけるおそれがあります。
国の定めた構造基準（※1）に適合した焼却炉の使用、及び一部の例外（※2）を除き廃棄物の焼却は禁止されています。

（※1）廃棄物焼却炉の構造基準

- ・ 燃焼ガスの温度が800℃以上の状態で廃棄物が燃焼できるものであること
- ・ 燃焼に必要な空気の通風があること
- ・ 外気と遮断された状態で定量ずつ廃棄物を投入できること（二重扉等）
- ・ 燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること（温度計）
- ・ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること（助燃バーナー等）

（※2）例外について

- ・ 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ・ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ・ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- ・ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

**※例外に該当する場合でも、近隣住民の迷惑になる場合は控えましょう。
みんなで協力して快適な生活環境の維持に努めましょう。**



構造基準を満たさない焼却炉での焼却、ドラム缶での焼却、ブロック囲みでの焼却、穴を掘っての焼却は法律違反になります。

ごみは正しく分別し、決められた方法で適切に処理をしましょう。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

第十六条の二 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却。
- 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 十五 第十六条の二の規定に違反して、廃棄物を焼却した者